



Q

健康には自信があったのですが、職場の定期健康診断を受診したところ、血圧や血中脂質などの数値が高く、産業医から二次健康

健康には自信があったのですが、

結果、①血圧②血中脂質③血糖④腹囲またはBMI(肥満度)の四つす

べての検査等で異常の所見があると診断された場合であって、一次健康診

診断を勧められました。制度の概要を教えてください。

A

労働者の方が、労働安全衛生法に

基づく健康診断(一次健康診断)を受診し、その

結果、①血圧②血中脂質③血糖④腹囲またはBMI(肥満度)の四つす

べての検査等で異常の所見があると診断された場合であって、一次健康診



労災保険の二次健康診断で脳・心臓疾患の予防を

断等において、既に医師により脳・心臓疾患の症状を有すると診断されていないこと等を要件として、労災保険の二次健康診断給付を受けることができます。

労働局長が指定する二次健康診断等給付医療機関において、二次健康診

断として①空腹時血中脂質②空腹時血糖値③ヘモグロビンA1c④負荷心

電図または胸部超音波⑤頸部超音波⑥微量アルブ

ミン尿の検査を行い、その結果に基づく特定保

健指導(栄養・運動・生活指導)を無料で受けることができます。

なお、二次健康診断等給付は1年度(4月1日から翌年の3月31日まで)に1回のみ対象となること、一次健康診断の受診日から3カ月以内に請求する必要がありますので、お早めのご確認をお願いします。

請求方法や指定医療機関は、労働局労災補償課にお尋ねいただくか、鳥取労働局ホームページをご覧ください。

https://site.mhlw.go.jp/tottoriroudoukyoku/hourei_suido_tetsuzuki/rousai_hoken/rousai_kyuuuhushurui.html

鳥取労働局労働基準部労災補償課

電話0857(29)1706